

総会

配布：一般

2014年4月11日

原文：英語

人権理事会

第25会期

議事日程議題7

パレスチナおよび他の占領下のアラブ領域

における人権状況

人権理事会により採択された決議

25/28.

東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域および
占領下のシリア領ゴランのイスラエル入植地

人権理事会は、

国際連合憲章の諸原則に基づきまた武力による領域の取得は認められないことを再確認し、

憲章において述べられそして世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の適用可能な文書
において詳述されたように、全ての国家は人権および基本的自由を促進しまた保護する義務を有し
ていることを再確認し、

特に、東エルサレムを含む占領下の領域におけるイスラエル入植地の違法性を再確認している、
人権委員会、人権理事会、安全保障理事会および総会の関連する諸決議を想起し、

東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域全体のパレスチナ人の人権に関するイスラエル
入植地の予想される影響を調査する独立した国際事実調査団を設立することを理事会が決定した、

2012年3月22日の人権理事会決議19/17もまた想起し、

イスラエルは、パレスチナおよび、東エルサレム並びにシリア領ゴランを含む、1967年以降イスラエルに占領された全てのアラブ領域に法律上適用可能な、戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ第四条約の当事国であることに注意し、そして2001年12月5日にジュネーブで開催されたジュネーブ第四条約の締約国会議により採択された宣言を想起し、

占領権力による占領している領域への自らの一般市民の一部の移送は、ジュネーブ第四条約および1949年8月12日のジュネーブ条約の第一追加議定書において成文化されたものを含む、慣習法の関連規定の違反を構成することを考慮し、

パレスチナ占領地域における壁の建設の法的帰結に関して国際司法裁判所が2004年7月9日に下した勧告的意見を想起し、そして2004年7月20日のES-10/15および2006年12月15日のES-10/17の総会諸決議もまた想起し、

国際司法裁判所が、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域におけるイスラエルの入植地は、国際法違反と認められると結論づけたことに留意し、

事務総長、国際連合人権高等弁務官事務所、占領地のパレスチナ人および他のアラブ人の人権に影響を及ぼすイスラエルの慣行を調査する特別委員会そしてイスラエルが当事国である人権条約の遵守を監視する条約機関の最近の関連する報告書、並びに1967年以降占領されているパレスチナ領域における人権状況に関する特別報告者の最近の報告書に留意し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域全体のパレスチナ人の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利に関するイスラエル入植地の予想される影響を調査する独立した国際事実調査団の報告書¹もまた留意し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるイスラエルの入植活動は、1967年以前の国境を基礎とした、認められた国境の範囲内で平和にまた安全に隣り合って生活をする、イス

¹ A/HRC/22/63.

ラエルとパレスチナの二国間解決の現実化を目的とした地域的および国際的取組を損なうことを確認し、

イスラエル—パレスチナ紛争に対する恒久的な二国間解決に到る中東カルテットの行程表を想起し、そしていわゆる自然増を含む、全ての入植活動に関する凍結を求めるカルテットの呼びかけ、および 2001 年 3 月以降建設された全ての入植居留地の取り壊し、並びにこれに関連したその義務と公約を支持するイスラエルの必要性を特に強調し、

2012 年 11 月 29 日の総会決議 67/19、それにより、特に、パレスチナが国際連合における非加盟国のオブザーバー国の地位を与えられた、に留意し、そして事務総長のそれに関するフォローアップ報告書²に留意し、

イスラエルの入植活動が、特に、占領している領域への占領権力の国民の移送、土地の没収、ベドウィン族を含む、パレスチナ文民の強制移送、天然資源の搾取およびパレスチナの一般住民並びに国際法に反している占領下のシリア領ゴランにおける一般住民に対する他の活動に、関与していることを認識し、

国際人道法、関連する国際連合諸決議、当事者間で到達した合意およびカルテットの行程表の下での義務に違反して、またあらゆる入植活動を止めるという国際社会の呼びかけを無視して、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域における入植活動の、イスラエル（占領権力）による、継続に深刻な懸念を表明し、

その違法な入植地周辺を結びつけそして占領下の東エルサレムを更に孤立させ、従って隣接したパレスチナ国家の創設を脅かすこと、並びにパレスチナ人の家の破壊および町からのパレスチナ人家族の立ち退き、町におけるパレスチナ人の居住権の廃止およびヨルダン渓谷における現行の入植活動を目的とした、いわゆる E-1 計画を含む、占領下の東エルサレム内および周辺の入植地の、イスラエルによる、建設と拡張にとりわけ深刻な懸念を表明し、

国際法に違反した、東エルサレム内および周囲を含む、占領下のパレスチナ領域の内側の壁の

² A/67/738.

イスラエルによる継続している建設に深刻な懸念を表明し、またパレスチナ人民の人道的苦難と社会経済的條件の重大な低下の原因となり、同領域の領土的隣接を分解しそしてその実行可能性を損なっており、そして将来の交渉を予断し二国家間解決の実施を物理的に不可能にし得る、1949年の休戦ラインから始まる壁の経路について、とりわけ懸念を表明し、

壁の経路は、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域に於けるイスラエル入植地の大半を含むような方法で辿っていることに深く懸念し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域および占領下のシリア領ゴランにおける入植活動、並びに土地の没収、保護された人々の暮らしの分断、文民の強制移送および土地の事実上の併合に関与した何らかの活動を憂慮し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域における過激的なイスラエル入植者による、子どもを含むパレスチナ文民、および歴史のおよび宗教的場所を含む彼らの財産並びに農地に対する、暴力、破壊、いやがらせ、挑発および扇動の事件の増加している数を深刻に懸念し、

イスラエル人入植者による果樹園や穀物の破壊および水の井戸の差し押さえを含む、特に土地の没収および水資源の強制的迂回路の結果としての、パレスチナのまた他のアラブの天然資源に関するイスラエル入植地の有害な影響を、そしてこれに関連して悲惨な社会経済的結果を認識し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域全体のパレスチナの人々の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利に関するイスラエル入植地の予想される影響を調査する独立した国際事実調査団の報告書に対するフォローアップにおける2013年3月22日の人権理事会決議22/29を想起し、

特に、紛争から生じる人権侵害に寄与することを慎むことにより、人権を尊重するあらゆる企業の責任を提起している、ビジネスと人権に関する指導原則³もまた想起し、そして国家に対し、紛争の影響を受けた地区における増大した侵害の危険を評価しまた対処するため企業に適切な支援を提供することを促し、

³ A/HRC/17/31、添付文書。

戦時における文民の保護に関するジュネーブ第四条約の締約国が、あらゆる状況において同条約を尊重しまた尊重を確保することを引き受けてきたという、また国家は国際法の強行規範の違反から生じる違法な状況を認めるべきでないという事実を再確認し、

人権侵害に帰着する事業活動に関して、国際人道法の遵守を促進することについての自国の国内法令に従って行動する国家の重要性を強調し、

イスラエル（占領権力）が、関連する国際連合制度、とりわけ 1967 年以降占領されたパレスチナ領域における人権状況に関する特別報告者と十分に協力していないことに懸念を表明し、

1. 東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域における、また占領下のシリア領ゴランにおけるイスラエルの入植は、違法でありまた平和および経済的並びに社会的発展に対する障害であることを再確認する。

2. イスラエルに対し、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域に対する、また占領下のシリア領ゴランに対する、1949 年 8 月 12 日の、戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約の、法律上の適用可能性を受け入れること、同条約の規定、とりわけその第 49 条を厳正に遵守すること、および国際法の下での全てのその義務を遵守しそして東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域並びに占領下のシリア領ゴランの性格、地位および人口構成の変更を引き起こすあらゆる行動を直ちに止めることを求める。

3. イスラエル（占領権力）が東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域の全てにおける、そして占領下のシリア領ゴランにおける、その入植活動の全てを直ちに且つ完全に止めることを求め、またこれに関連して、安全保障理事会のあらゆる関連する諸決議、特に、諸決議 1979 年 3 月 22 日の 446 (1979)、1979 年 7 月 20 日の 452 (1979)、1980 年 3 月 1 日の 465 (1980)、1980 年 6 月 30 日の 476 (1980) および 2003 年 11 月 19 日の 1515 (2003) の完全実施を求める。

4. イスラエル（占領権力）が、国際司法裁判所により 2004 年 7 月 9 日に下された勧告的意見において言及されたような、その法的義務を完全に遵守することもまた要求する。

5. 東エルサレムとシリア領ゴランを含む、占領された地域の物理的性格および人口構成を変えそして戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ第四条約、とりわけその第 49 条の違反を構成する、入植地の拡大、土地の収容、家の取り壊し、財産の押収および破壊、パレスチナ人の追放および自動車用迂回道路の建設を含む、イスラエルの継続的入植および関連活動を非難する。

6. 和平プロセスを重大に損ない、関連する国際連合諸決議を含む、国際的な合法性に応じた最終的な解決に達する国際社会による現行の努力を危うくし、二国間国家解決と隣接する、主権を有するそして独立したパレスチナ国家の創設に対する脅威を構成し、また国際法違反であり、パレスチナ文民の強制移送を必要とするような、西岸内および占領下の東エルサレム周辺におけるイスラエル入植者のための新しい住宅建設についての最近のイスラエルの声明を非難し、イスラエルに対し、その決定を直ちに取り消すことを求める。

7. 以下の事項について人権理事会の深刻な懸念を表明する。

(a) 中東の和平プロセスを前に進めるための国際社会の努力を損なう、過去一年間および今日までの、新しく立てられた建造物の数が増加していること。

(b) ヨルダン渓谷に位置する入植地を含む、占領下のパレスチナ領域における主要な入植街区を維持するイスラエルの声明の最終地位交渉に対する言外の意味。

(c) より恒久的なものにし得る現場での既成事実を創造し、その場合には事実上の併合と等しいものとなる、イスラエル入植地の拡大および壁の後ろ側に到達しにくくする占領下のパレスチナ領域における新しい入植地の建設。

(d) 国際法と関連する国際連合諸決議の明白な違反である、西エルサレムと Pisgat Zeev のイスラエル入植地との間の路面電車のイスラエルによる運行。

8. イスラエル（占領権力）に対し以下のことを求める。

(a) いわゆる自然増と関連活動を含む既存の入植の拡張を直ちに止め、また、東エルサレムを含む占領下の領域における入植者の新しい導入を予防しそしてその E-1 計画を放棄するために、その動員解除に向けた第一段階として、東エルサレムおよびシリア領ゴランを含む、占領下の領域における入植政策を取り消すこと。

(b) 国際法の明白な違反である、占領下の東エルサレムのベイト・サファファの近隣地に新しい違法な入植地ハイウェイ（「ビギン・ハイウェイ」）の建設を直ちに止めること。

(c) 入植地の存在に結びついた人権、特に自決の権利、の侵害に終止符を打ちそして犠牲者に対して効果的な救済を提供するその国際的な義務を果たすこと。

(d) 東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるパレスチナ住民に対して差別しそして過剰に影響するあらゆる政策または慣行を、特に、当該地域に不法に居住するイスラエル人居住者の排他的使用のための分離道路の制度、壁、バリケードおよびパレスチナ住民だけに作用する許可制度から成る移動制限の複雑な組み合わせそして二重の法制度の適用に終止符を打つことにより、禁止しそして根絶するための措置を直ちに講じること。

(e) パレスチナの地域共同体を分かれた飛び地に分離している、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域の領域的分裂の結果をもたらす措置に終止符を打つこと。

(f) イスラエル入植者によるあらゆる暴力行為に対する完全な責任を確保しまた予防する目的で、武器の没収および刑事制裁の執行を含む、重大な措置を講じ且つ実行すること、および東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるパレスチナ文民とパレスチナの財産の安全と保護を保証する他の措置を講じること。

(g) イスラエル入植者により実行されたものを含むあらゆる行動、その天然資源、すなわち水および土地資源を深刻に脅かし、また一般住民に対して環境的、衛生的そして健康的脅威を与える、東エルサレムおよび占領下のシリア領ゴランを含む、占領下のパレスチナ領域におけるあらゆる種類の廃棄物の投げ捨てを含む、環境を害することに停止をもたらすこと。

9. 2014年以降欧州連合により資金が供給された補助金、賞金および金融証書に対する1967年6月以降イスラエルにより占領された領域におけるイスラエル団体およびその活動の適格性に関する欧州連合指針の採択を歓迎する。

10. 全ての国家および国際機構に対し、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域、とりわけイスラエル入植地における全ての違法なイスラエルの慣行および措置に関して国際法の下での自らの義務の尊重を確保する政策を積極的に進めることを続けることを奨励する。

11. 以下のことを全ての国家に促す。

(a) 国家が、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域において、入植地の拡張若しくは

壁の建設を支援する行動をとらないことを確保すること。

(b) 指導原則および関連する国際法並びに基準における期待される行為基準に従って、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域に関するビジネスと人権に関する指導原則を実施すること、自国が所有するかあるいは自国により管理されるものを含む、自国領域および／または自国の管轄権の下に本拠地がある事業に奨励するため適切な措置を講じること、そしてパレスチナ人の甚だしい人権侵害を犯すかあるいは寄与することを慎むこと。

(c) 個人や会社に、経済的および財政的活動を含む、決算関係活動に関与することになる、財政的リスク、レピュテーション・リスクおよび法的リスク並びに個人の人権侵害の可能性、入植地における役務の提供および財産の購入に関する情報を提供すること。

12. 国際連合機関を含む、全ての関係当事者が、その各々の職務権限に従って、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域全土のパレスチナの人々の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利に関するイスラエル入植地の予想される影響を調査する独立した国際事実調査団の報告書に含まれ、そして人権理事会決議 22/29 を通して同理事会により支持された、勧告の履行を実施しまた確保することを要請する。

13. 関連する国際連合機関に対し、ビジネスと人権に関する指導原則および他の関連する国際法と基準に基づいて、2011年6月16日の人権理事会決議 17/4 の十分な尊重と遵守を確保し、そして東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるイスラエル入植地に結びついた事業活動に関連した人権を維持するための地球規模の基準を提供している、国際連合「保護、尊重及び救済」枠組の実施を確保するため、その職務権限の範囲内であらゆる必要な措置および行動をとることを求める。

14. 人権理事会決議 22/29 のフォローアップにおける、同理事会の第 26 会期前に声明を出すという、人権および多国籍企業並びに他の事業体の問題に関する作業部会の決定を歓迎する。

15. 国際連合人権高等弁務官に対し、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域全土のパレスチナの人々の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利に関するイスラエル入植地の予想される影響を調査する独立した国際事実調査団の報告書に含まれた勧告の履行を詳細に述べている報告を、人権理事会の第 28 会期の人権理事会に提出することを要請する。

16. 事務総長に対し、人権理事会の第 28 会期にこの決議の実施に関して報告することを要請する。

17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 56 回会合

2014 年 3 月 28 日

[46 対 1 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、中国、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、チェコ共和国、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、ケニヤ、クウェート、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、パキスタン、ペルー、フィリピン、大韓民国、ルーマニア、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

反対：

アメリカ合衆国]